提 案 理 由 説 明 【アダムズ 方式 の 導 平成二十七 年 玉 勢調 査 1= 基 づ < 小 選 挙 区 の 0 増 6 減 の 措

九 + 口 玉 会 衆 • 本 会 平 成二 + 八年四月二十二日 (抜

部衆 を議 改院 正議 立する法は戦員選挙 律反 案 画 (自治 公提 議 提出) 置法 提 案理 及び 由 公 説 職 明 選 挙 法 \mathcal{O}

\bigcirc 細

げ レーの シます。 ま 部衆た して を議だ田改院い博 正議議記之書 その提案理由及職員選挙区画定案 及び内でを表して自己のきまれる。 容し設由 て、 \mathcal{O} 置民 概 法主 要を御るとので 説を職公 明代 選明 申表举党 しい法提 上たの出

す。 ま ず、 本法 律 案 0 提 案 理 由 に 9 1 7 御 説 明 を 11 た L ま

措判年に 置決とつ衆 をが三い議 が出 出されれ て 院 は小 選 7 お り、 選 憲違状 平出 成議 憲状 二員十の 態あ 三選 る旨を \mathcal{O} 解 目の一間に 消の 向高 五お け裁年け た 判及る 格 所び人 二口 差大二口是法十格 大 正廷七差

論衆区の議会 のま置 \mathcal{O} も院 にし選座 委 議て挙長衆員

 \mathcal{O} \mathcal{O} 長 結 果を踏まえ 出 さ れ ま た。 本年 自 由月 民十 主四 党日 及に び同 公 調 明查 党会

> 行い、立 議の 長答 の申 御の 指内 導 容 のを もと、 す 両る 党立 の場 間か でら そ 協 議れ をぞ 重れ ね検 ま討 しを

ま 人 す 次に、本法律案の内容の概要について以上が、この法律案を提出した理由で口格差の是正措置を講じることとした可格差の是正措置を講じることとした調査会答申に沿って、衆議院議員の定調を会答申に沿って、衆議院議員の定 次以口 0 いて御 議院定は であか 数 小 りま 第で 1.説明申 選 を 最 高 (あります。 す。 区 減 裁 に L す判 係ると及ると 上 げ

正 に 第 _ ついてで 衆議 あ ŋ 院 ま 議 員 選 挙 区 画 定 審 議 会設 置 法 \mathcal{O} 部

改

都はり を是 度 ゆるアダムズ方式を導入するととも是正するため、都道府県別定数配分の機能の選挙区選出議員の選挙区間 な 衆 律お 玉 の大規模国 府 勢 案施 県 別定数 調 查 行 \mathcal{O} から 後 ア 配分 \mathcal{O} ダ 勢 適 直 調 Ĺ 用されることとし 近 ズ 査 は 方 \mathcal{O} で 大規模国 式導入に係る改正 のみ行うこととし 制度の・ 安定 |勢 調 性 ており 査 を \mathcal{O} に に で 勘 方式 お ある平 に 案 7 同 け ŧ とし つい お 方 L る 式 人 ŋ て 成 ま 十 に 7 口 す。 は、 年に よる 格 い差

たときに 査 た 区 基 \mathcal{O} 数 一づく改 大規 公 境 は 界 模 職 変 定案 更 \mathcal{O} 選 玉 変更で 勢 挙 せ 法 ず 0 調 作 \mathcal{O} 査 対応することとし 成 0 選 中 挙 部 当た 間 区 改 年 間 正 0 に に \mathcal{O} 7 実 格 0 人施さ 差 は 7 が れる簡 であ 各都 7 お 倍 ŋ ŋ 以 道 ま ま 上 易 府 とな 県 玉 の勢

ま
は
、
は
、 \mathcal{O} 様、アダムズ方式により行うことを明記いまた、比例ブロックの定数配分について、 区 本 割り っ 十 法 挙 区 律 は 選 案では、 削 出 別に法律で 減 議 す 員 を六 ることとし 議 院 人 定めることとい 議 員 比 \mathcal{O} 7 例 定数 お 代 ŋ 表 ※を四 選 削 出 たし 百六 減 議 いたしており、小選挙区と 後 しており 員 十 五 を \mathcal{O} 兀 小 人とし、 ります。 選挙区 人、

定案の作成及び勧告についてであります。として行う、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改第三に、平成三十二年の国勢調査までの緊急是正措置

未満となるように区 調査 定数六 るととも たり人口の最も少した場合に減員対 勧告を行うも 調 査 に 議 \mathcal{O} 基づ 院院 結果に基づき小 減 議員 \mathcal{O} きアダムズ 対象となる都 各 O選 とし、 小 挙 ツない都道府県かり象となる都道の 見直しまでの五年間、選挙区の人口に関し、 区 画 方 選 定 式に 道府 審 挙 \mathcal{O} 改 区 議 県から 県を、 定案の作 の 区 より都道 一府県の は 割 じし 順に 平 平 り うち、 府 改 成 を 成 成 を通じて格差二倍 将来見込み人口 定案 六 県別定数を計算 に当たって 都道府県とす $\hat{\mathcal{O}}$ -七年の 議 七 作成 員 年 \mathcal{O} 人当 及ば勢 は、 玉

このほか、検討条項を設け、本法の施行後においても、ロックを削減の対象とすることとしております。議員一人当たり人口の最も少ないブロックから順に四ブ七年の国勢調査に基づき、小選挙区と同様の基準により、また、比例ブロックの定数配分についても、平成二十末満となるように区割りを行うこととしております。

のとしております。 挙制度のあり方については、不断の見直しが行われるも全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選このほか、検討条項を設け、本法の施行後においても、

す。
以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でありまのとしております。